神戸女子大学大学院家政学研究科課程博士論文の審査に関する内規

課程博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．学長から博士論文の受理の可否を付託されたときは、研究科委員会の中に予備審査委員会を設置して、予備審査を行う。予備審査委員会の委員は３名とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決定する。
２．予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を家政学研究科委員会に報告する。
３．研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。
４．３人指導教員体制の課程博士の場合には上記 1～3 を省略することができる。
５．受理後、学長から博士論文の審査を付託されたときは、研究科長は学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
６．審査委員は３名以上とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決める。主査は論文審査委員の互選で決める。
ただし、申請論文に関与した教員が審査委員になることは好ましくない。
７．提出された論文は公開博士論文討論発表会前に供覧する。
８．審査委員会は博士論文の審査及び試問を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
９．研究科委員会は、学位規程第 10 条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
１０．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 24 年 12 月 13 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和６年９月 12 日から施行し、令和６年８月１日から適用する。